

高知東ロータリークラブ慶弔規定

会員及び家族に慶弔罹災等があった場合、下記基準にて慶弔することができる。

1. 会員の結婚……………結婚祝（20,000円）
2. 会員の表彰……………表彰祝（10,000円）
国または地方公共団体もしくはそれに準ずる団体により表彰を受けた場合。
3. 会員の傷病……………見舞金（10,000円）
傷病により3週間以上の入院または自宅療養を要した場合。
4. 会員の死亡
イ）当クラブの会員……………香典（20,000円）・新聞広告・生花または花輪
ロ）市内他クラブの会員……………市内他クラブ合同で花輪
5. 会員家族の死亡
イ）配偶者……………香典（10,000円）
ロ）一親等内の親族……………香典（10,000円）
6. 元会員の死亡
イ）在籍10年以上で会長経験者……………香典（10,000円）・新聞広告
ロ）在籍10年以上の元会員の方……………香典（10,000円）
7. 会員の住居または事業所の災害…理事会で決定
8. 当規定に定めなきことについては理事会で決定する。
9. 当規定は必要に応じて理事会の決定で変更することができる。

付則 当規定は1998（平成10）年6月3日の理事会・臨時総会で承認、同日より施行。